

事前協議等これまでの対応事例を踏まえた改正

（３）標 識

変更内容：標識の大きさの目安として、10cm角以上とすることを明記する。
（国際シンボルマークの基準を参考に設定）

変更理由：届出処理において、設計者から標識の大きさについて問い合わせを受けることが多くまた、他自治体においても、大きさについて明記がないため。

現 状：高さ2 m以上の部分に設置する旨の記載はあるが、大きさに関する記載はない。

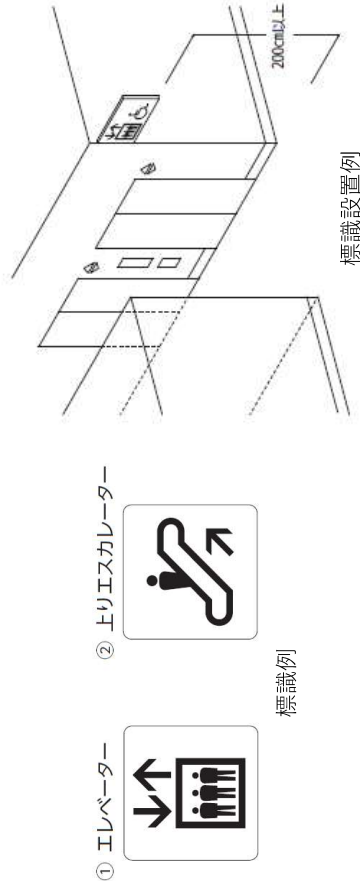
【マニュアル改定事項】

⑭標識

【マニュアル記載内容】

○ 標識の大きさは10cm角以上とすること。

【イメージ図】 ※既にマニュアルに記載有



【数値根拠について】 ※マニュアルには記載しません

国際シンボルマーク使用指針において大きさは10cm以上45cm以下が望ましい旨定められているため、10cm角以上とする。

※参照 障害保険福祉研究情報システム 国際シンボルマーク使用指針

- 遵守基準…条例施行規則に基づき、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際に守るべき基準
- 努力基準…条例施行規則に基づき、適合に努めなければならない基準
- ◎望ましい整備…遵守（整備）基準を満たした上で配慮することが望ましい事項（参考含む）

（４）案内設備

変更内容：案内設備の大きさの目安として、600mm以内×1,000mm以内とすることを明記する。（JISの触知案内板を参考に設定）

変更理由：届出処理において、設計者から案内設備の大きさについて問い合わせを受けることが多く、また、他自治体においても、大きさについて明記がないため。

現 状：案内設備は建築物内のエレベーターなどの配置を表示するものであるが、大きさに関する記載はない。

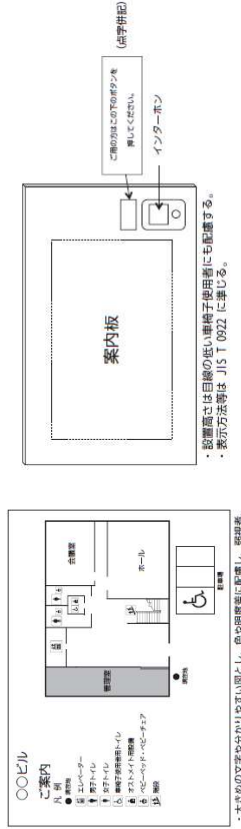
【マニュアル改定事項】

⑮案内設備

【マニュアル記載内容】

○ 案内板の大きさは横幅100cm以内、縦幅60cm以内とすること。

【イメージ写真】 ※マニュアルには追記しません



【数値根拠について】 ※マニュアルには追記しません。

触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法がJISにおいて定められているため、JISの内容を参考に大きさを定める。

JISでは触知案内図全体の寸法は、横幅1,000mm以内、縦幅600mm以内とすることが望ましいとしている。

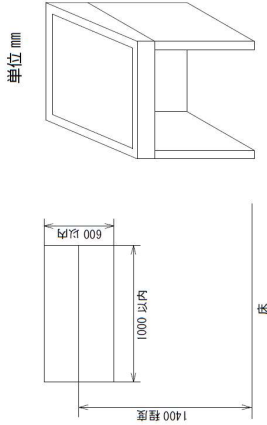


図1－設置形態触知案内図の形状例